

## 別表2の付表1

- 1 外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第1項第二号に該当するもの
- 2 外為令別表の5の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第2項第二号に該当するもの
- 3 外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第6項第一号に該当するもの
- 4 外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第7項に該当するもの
- 5 外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第18条第1項第一号又は第三号のいずれかに該当するもの
- 6 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第一号又は第三号のいずれかに該当するもの
- 7 外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第一号、第五号又は第十一号のいずれかに該当するもの
- 8 外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第一号、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当するもの
- 9 外為令別表の10の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第2項第二号又は第四号のいずれかに該当するもの
- 10 外為令別表の10の項(6)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第5項第二号に該当するもの
- 11 外為令別表の11の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第1項第一号又は第三号のいずれかに該当するもの
- 12 外為令別表の11の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第2項第一号に該当するもの
- 13 外為令別表の11の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第2項第三号に該当するもの
- 14 外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第三号へ又は第五号のいずれかに該当するもの
- 15 外為令別表の12の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第24条第1項第一号に該当するもの
- 16 外為令別表の12の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第24条第3項に該当するもの
- 17 外為令別表の13の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第1項第一号から第三号又は第五号のいずれかに該当するもの
- 18 外為令別表の13の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第2項第二号、第三号イ若しくはハ又は第四号のいずれかに該当するもの
- 19 外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第二号に該当するプログラム、同号イからニまで若しくはト又は同項第三号のいずれかに該当するもの

## 別表2の付表2

- 1 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第二号に該当するものうち、次のいずれかに該当するもの
  - (イ) 貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)に該当する貨物に係るもの
  - (ロ) 貨物等省令第6条**第一号カ**、第十七号へ(四)若しくはルからフまで、**第十七号の二又は第十七号の四**のいずれかに該当する貨物に係るもの
  - (ハ) 貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当する貨物に係るもの
  - (ニ) 貨物等省令第6条第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当する貨物に係るもの
- 2 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第五号に該当するものうち、次のいずれかに該当するもの
  - (イ) 貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた

- 基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。) に該当する貨物に係るもの
- (ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ(四)若しくはルからフまで、**第十七号の二又は第十七号の四**のいずれかに該当する貨物に係るもの
  - 3 外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であつて、貨物等省令第19条第2項に該当するもののうち、貨物等省令第6条第十七号へ(四)若しくはルからフまでのいずれかに該当する貨物に係るもの
  - 4 外為令別表の7の項(3)に掲げる技術であつて、貨物等省令第19条第3項第七号又は第八号のいずれかに該当するもの
  - 5 外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であつて、次のいずれかに該当するもの
    - (イ) 貨物等省令第20条第1項第一号又は第二号のいずれかに該当するもののうち、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハのいずれかに該当する貨物に係るもの(使用に必要な技術を除く。)
    - (ロ) 貨物等省令第20条第1項第三号又は第四号のいずれかに該当するもの
  - 6 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であつて、貨物等省令第20条第2項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するもの
  - 7 外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第22条第1項第三号に該当するものうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物に係るもの